



発行 東京都

目次

告示

- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定 (二件) …… (環境局環境改善部化学物質対策課) …… 一
- 知事指定薬物の指定の失効 …… (保健医療局健康安全部業務課) …… 三
- 都立公園の位置、区域及び面積の変更 …… (建設局公園緑地部公園課) …… 四
- 特定非営利活動法人の認定 …… (生活文化スポーツ局都民生活部管理法人課) …… 五
- 大規模小売店舗立地法に基づく東京都の意見の概要 …… (産業労働局商工部地域産業振興課) …… 五

公告

告示

● 東京都告示第五十号

土壤汚染対策法 (平成十四年法律第五十三号) 第十一條第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されおればならない区域 (以下「形質変更時要届出区域」という。) を指定するので、同条第三項において準用する同法

第六條第二項の規定により、次のとおり告示する。

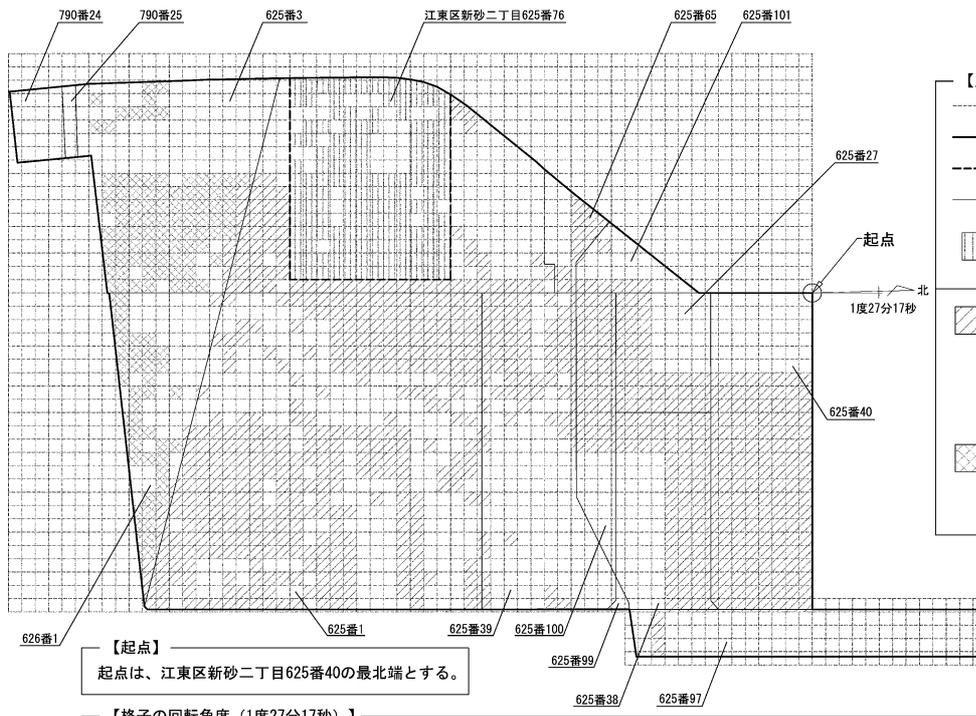
令和六年一月二十六日

東京都知事 小池 百合子

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり (江東区新砂二丁目地内)

- 二 土壤汚染対策法施行規則 (平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。) 第三十一條第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 六価クロム化合物並びに鉛及びその化合物
- 三 規則第三十一條第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



【凡例】

- 単位区画
- 敷地境界
- - - 調査対象地
- 筆境界
- ▨ 形質変更時要届出区域  
(この公示により指定する区域)
- ▧ 形質変更時要届出区域  
(平成27年東京都告示第1830号、平成28年東京都告示第975号、平成29年東京都告示第1853号、平成30年東京都告示第676号、平成30年東京都告示第831号、平成31年東京都告示第35号、令和3年東京都告示第1463号、令和4年東京都告示第1167号、令和4年東京都告示第1270号、令和4年東京都告示第1585号、令和5年東京都告示第865号及び令和5年東京都告示第1259号により指定した区域)
- ▩ 形質変更時要届出区域  
(平成27年東京都告示第1830号、令和4年東京都告示第1167号及び令和4年東京都告示第1270号により指定した区域のうち、規則第58条第5項第12号に該当する区域)

【起点】  
起点は、江東区新砂二丁目625番40の最北端とする。

【格子の回転角度（1度27分17秒）】  
格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第五十一号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

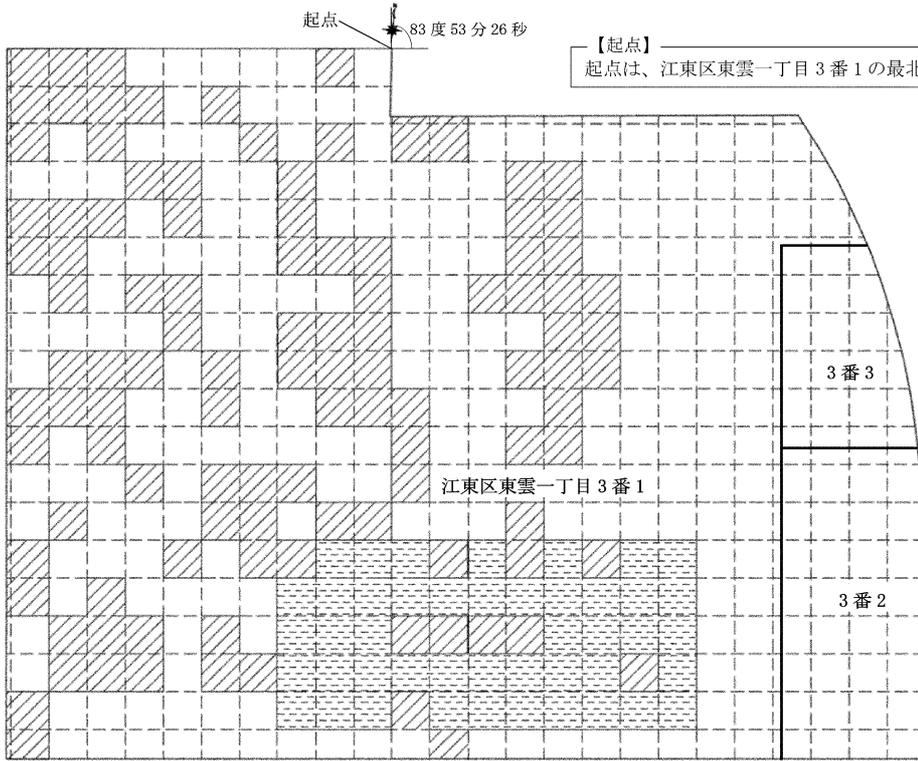
令和六年一月二十六日

東京都知事 小池百合子

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（江東区東雲一丁目地内）
- 二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物

別図

【起点】  
起点は、江東区東雲一丁目3番1の最北端とする。



【格子の回転角度（83度53分26秒）】  
格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

- 【凡例】
- - - : 単位区画
  - : 筆境界
  - : 敷地境界
  - ▨ : 形質変更時要届出区域（規則58条第5項第12号に該当する区域）  
（令和4年東京都告示第1129号により指定した区域）
  - ▩ : 形質変更時要届出区域（この告示により指定する区域）

●東京都告示第五十二号

東京都薬物の濫用防止に関する条例（平成十七年東京都条例第六十七号）第十三条第一項の規定により、知事指定薬物の指定が次のとおり効力を失うので、同条第二項の規定により告示する。

令和六年一月二十六日

東京都知事 小池百合子

一 失効する知事指定薬物の名称

別表のとおり

二 失効の理由

当該知事指定薬物は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第十五条に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令（令和六年厚生労働省令第十一号）の施行により、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第十五項に規定する厚生労働大臣の指定薬物に指定されるため

三 失効年月日

令和六年一月二十九日

四 罰則の適用

この指定の失効前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

【別表】

	化学名	通称名
(1)	2-(エチルアミノ)-2-(3-ヒドロキシフェニル)シクロヘキサン-1-オン及びその塩類	HXE、 Hydroxetamine
(2)	N-エチル-4-ヒドロキシ-N-プロピルトリプタミン及びその塩類	4-HO-EPT
(3)	エチル=3, 3-ジメチル-2-(1-ペンチル-1H-インダゾール-3-カルボキシアミド)プタノアート及びその塩類	EDMB-PINACA

●東京都告示第五十三号

東京都立公園条例(昭和三十一年東京都条例第七号)第三条第三項の規定により、東京都立公園の位置、区域及び面積を次のとおり変更する。

令和六年一月二十六日

東京都知事 小池 百合子

公園名 変更内容 変更年月日

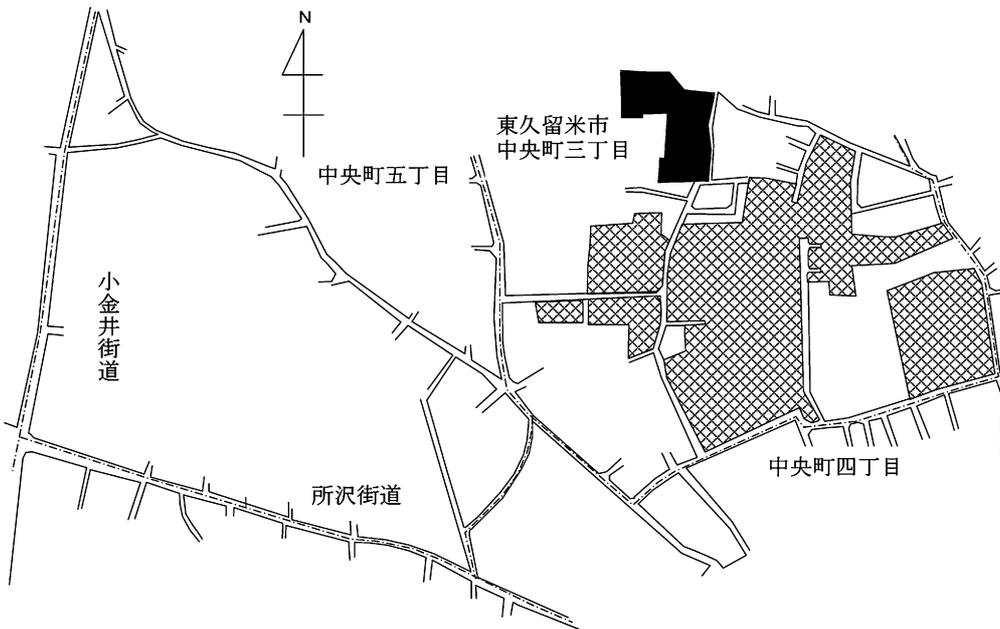
東京都立六仙公園 別図のとおり 令和六年一月二十七日

別図

東京都立六仙公園 区域変更略図

変更箇所 東久留米市中央町三丁目

変更前の区域	面積	五九、四三一・二六	平方メートル
追加区域	面積	六、四四三・五四	平方メートル
変更後の面積	六五、八七四・八〇		平方メートル



# 公 告

特定非営利活動法人の認定について

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第四十四条第一項に規定する特定非営利活動法人の認定をしたので、同法第四十九条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則（平成十年東京都規則第二百四十三号）第二十二条の三の規定により、次のとおり公告する。

令和六年一月二十六日

東京都知事 小 池 百合子

一 名称

特定非営利活動法人アニマルライツセンター

二 代表者の氏名

吉田 千尋

三 主たる事務所の所在地

渋谷区宇田川町十二番三号 ニュー渋谷コーポラス一〇〇九

四 認定の有効期間

令和五年九月十四日から令和十年九月十三日まで

大規模小売店舗立地法に基づく東京都の意見の概要について

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定による東京都の意見について、同条第六項の規定により次のとおり概要を公告し、当該意見を縦覧に供する。

令和六年一月二十六日

東京都知事 小 池 百合子

一 店舗名、店舗所在地及び設置者名

(一)ア 店舗名 (仮称) ライフ目黒八雲店

イ 店舗所在地 目黒区八雲三丁目百三十九番一ほか

ウ 設置者名 株式会社ライフコーポレーション

(二)ア 店舗名 (仮称) 中野二丁目地区商業施設

イ 店舗所在地 中野区中野二丁目二十四番十一号ほか

ウ 設置者名 中野二丁目地区市街地再開発組合

(三)ア 店舗名 (仮称) 千客万来施設

イ 店舗所在地 江東区豊洲六丁目百一番一の一部

ウ 設置者名 万葉倶楽部株式会社

(四)ア 店舗名 (仮称) オークー東雲店

イ 店舗所在地 江東区東雲二丁目十一番四ほか

ウ 設置者名 東邦紙業株式会社

(五)ア 店舗名 nonowa国立WEST

イ 店舗所在地 国立市北一丁目十四番地の一

ウ 設置者名 東日本旅客鉄道株式会社

(六)ア 店舗名 HANEDA INNOVATION CITY

イ 店舗所在地 大田区羽田空港一丁目十番地二ほか

ウ 設置者名 羽田みらい特定目的会社

二 東京都の意見の概要

ア 概要 (一)から(六)までの店舗に係る届出について、区市等の意見に配慮するとともに、大規模小売店舗立地法第四條に基づく指針を勘案し、総合的に判断して意見なしとする。

イ 意見の通知日 令和五年十二月二十五日

三 縦覧場所

東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一

四 縦覧期間

令和六年一月二十六日から同年二月二十六日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

五 縦覧時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

号)

発行 東京都  
東京都新宿区西新宿二丁目八番一  
電話 〇三(五三二二)一一一一(代)

郵便番号 163-8001

定価

本号 三〇円  
一箇月 六、六〇〇円  
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社  
東京都文京区白山一丁目十三番七号  
電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)

郵便番号 113-0001

